明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令（農林水産四三）　一
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（同四四）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二四〇）　二〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二四一）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同二四二）　三五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同二四三）　三六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二四四）　三六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同二四五）　三六
○平成二十五年度における学芸員の資格認定を実施する件（文部科学八五）　三六
〔公　告〕
諸事項　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会入札関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三七
会社その他
会社決算公告　三七

省　令

○農林水産省令第四十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の三の規定に基づき、薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第二号中「医薬品」の下に「（別表に掲げる物質を有効成分とするものを除く。次号において同じ。）」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表

一　カルバドックス
二　クマホス
三　クロラムフェニコール
四　クロルプロマジン
五　ジエチルスチルベストロール
六　ジメトリダゾール
七　ニトロフラゾン
八　ニトロフラントイン
九　フラゾリドン
十　フラルタドン
十一　マラカイトグリーン
十二　メトロニダゾール
十三　ロニダゾール

附　則

この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○農林水産省令第四十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項及び第二項ただし書（同法第八十三条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第八十三条の五第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令

（定義）

第一条　この省令において「動物用医薬品」とは、薬事法（以下「法」という。）第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。

2　この省令において「医薬品」とは、法第二条第一項に規定する医薬品（動物用医薬品を除く。）をいう。

3　この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。